

平成 30 年度 第 1 回

篠山市人権尊重のあたたかいまち

づくり審議会議事概要

日時：平成 30 年 7 月 25 日（水） 10：00～11：30

場所：篠山市役所本庁舎 3F 301 会議室

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
平成30年度 第1回篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会
- 2 開催日時
平成30年7月25日(水)10時00分から11時30分まで
- 3 開催場所
篠山市役所第1庁舎3階301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名 (敬称略)
 - (1) 委 員 森口久、宇杉昌史、中道博、角谷慶治、西垣守、小林和子、
今井進、東泰弘
 - (2) 執行機関 事務局 市民生活部 野々村康
人権推進課 中野悟、団野頭一、細見秀司、雪岡香那恵
教育委員会 学校教育課 後藤英之
教育支援センター 西田正志
- 5 傍聴人の数
1人
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 7 非公開の理由
該当なし
- 8 会議資料の名称
 - ・平成30年度 第1回 篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会 次第
 - ・平成30年度 篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員等名簿
 - ・篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例、審議会規則
 - ・篠山市の人権施策事務事業
 - ・部落差別解消法に関するパンフレット (案)

- ・ふれあい館だより8月号
- ・篠山市男女共同参画センター情報誌「フィフティだより 第41号」

9 審議の概要

(1) 開会 (10:00)

(事務局) 事務局から2点報告いたします。本会規則の第4条2項により委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立しておりますことを報告いたします。そして、会議公開の原則によりまして、本会議を公開し、会議録を公開することを報告いたします。

(2) あいさつ

(会長) 災害に近いような暑さが続いています。お体には十分気をつけてください。7月の西日本豪雨では多くの方々が犠牲になりました。今は想定外ということが考えられなくて、どこで被害・災害がおこるかかわからない。いまだ行方不明の方もおられ捜索が続いておりますが、少しずつ元の生活に戻る取り組みがされております。私たちはこの篠山の地から心を寄せることはできませんけれども、1日も早く復興がなされることを心からお祈り申し上げます。

本日は第1回目の審議会でございます。限られた時間ですが、皆様方の率直なご意見を賜りまして篠山市の人権推進施策が前に進みますよう祈念申し上げまして開会のご挨拶にさせていただきます。

(3) 委嘱状交付

今年度から新しく2名の方に委員としてお世話になります。自治会長会から理事の大藤和人さん、篠山市教育委員会篠山市小中学校校長会から中道博さん、本日ご出席の中道博さんに委嘱状を交付させていただきます。

(4) 議事

(会長) それでは、資料3の本年度の篠山市の人権施策事務事業について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 平成30年度篠山市人権施策事務事業について配布資料3等により説明

(会長) 今年度の篠山市の人権施策の事務事業につきまして、ご質問などありましたらいただきまして、その後意見交換とさせていただきます。

(委員1) 31ページ合理的配慮の指針を作成について、私ども合理的配慮につきましてこれまで相当勉強会をしてきたのですが、行政における指針というのはどういうものを考えておられるのですか。合理的配慮の事例を挙げますと、2階に音楽室があつて車いすで2階に行けなくてエレベーターもなくて、それをどうしたら解決できるのかとい

うことを学校、保護者など関係者で考えて問題を解決していこうと、この事例は2階の音楽室を1階の空き部屋にもっていけば解決します。企業で言うとうるいう配慮をすれば障害者の人が生き生きと働けるのかというところを解決するのが合理的配慮の全般的な考え方だと思ふのですが、それを行政が指針で示すということになると話が別物になると思ふのですが、そこのところを聞かせていただきたいです。

(会長) 障害者福祉に関して、ですね。

(事務局) 地域福祉課に確認しましたところ、職員の対応要領、対応マニュアルのようなものだと聞いております。

(委員1) 職員の対応マニュアルということは、合理的配慮の全体的なことを勉強してもらってから指針を示してもらわないと、こういう風に対処しなさいよ、だけでは困る。みんながみんなマニュアルどおりにやりなさいよ、ということになると困る。どこまでどう勉強されて指針を作られたか、市の職員が出向いて企業にもこういう風にやっってくださいよということをするのであれば、ちゃんと勉強してからやっってもらわないと簡単にいくものではないと思ふので、そういうところまで考えてやっていただきたい。

(事務局) 職員の対応マニュアルをつくるのであれば、色々これまで研究された成果等あろうと思ふますのでそういうものをきちんと踏まえた中で、企業にも使っただけのような全般的な大きな配慮が行き届いたものになるように委員からご意見をいただいたと地域福祉課に伝え、通りいっぺんにならないような形で、深く研究したうえで作るようにと伝えたいと思ふます。

(会長) 教育委員会はどうですか。

(教育委員会事務局) 平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されておりますが、教育委員会では学校のガイドライン的な、これに基づいて適切に対応していきましょうという対応指針を28年度にすでに作成しています。そして周知もしているところです。教育委員会を出している具体的な内容は、基本的には合意形成していきながら、対応可能なところを探りながら、お互いが妥協点・落としどころを見つけながらやっていきましょう、意を尽くしてやっていきましょうというのが概ねの内容です。

(委員2) 24ページ事前登録型本人通知制度について、いろんな会合を通じてぜひ登録してくださいと周知していただいているが、現在の状況について、数字的なことよりも実際、問い合わせ等こういう事態が起きていますか。

(事務局) 平成29年度におきましては、開示請求審査会を2回開催しました。その中で不服があった分については行政不服申し立てということで、情報公開・個人情報保護審査会で1件審査いただいています。結果としては妥当な請求だということで適正な事務が行われたという判断をいただきました。なかなか開示がされないという課題もありましたので、本年に入ってからですが、八業士等が公開してもいいと認めてもらった部分については公開していこうという制度に変更をしたところです。ある程度は情報公開請求された方の要望に応えられるのではないかと考えます。

(委員2) 全国的な動きはどうか。

(事務局) 篠山市では事前登録型の本人通知制度を採用しています。犯罪告知型、犯罪が起きた時に告知する制度は神戸市が採用しています。事前登録型がほとんどで、全国的にも事前登録型が主流です。

(委員3) 2ページの相談件数の推移について、「その他」がこれまでの年より増えているが、その他とはどういう中身か、ここで話ができればお願いします。

(事務局) 分類をしているのですが、そこに当てはまらないような相談について、強引に分類すれば当てはまるものがあるのかもしれませんが、その他にしております。増えたのは、継続の相談者がいらっしやって、その方がかなりの回数で電話相談をされるので数字が増えています。

(委員3) 17ページあいさつ運動について、8月6日に篠山市あいさつ運動市民委員会がありますが、記載がないように思いますがいかがですか。

(事務局) ここには記載しておりませんが、あいさつ運動市民委員会をしております、17・18ページのあいさつ運動の推進に関する施策について審議いただいています。年2回開催しており、今年度、8月6日に第1回を開催します。

(委員4) 27ページ外国人の外国人在住者国籍別人員調査票のその他に該当する国はどこでしょうか。

(事務局) 即答できませんので確認します。

(委員3) ベトナムの方が増えているお話がありましたが、21ページの児童生徒への派遣状況にベトナムに関する数字がありませんが、ベトナムの子どもはいないのですか。

(教育委員会事務局) 29年度については資料のとおりありませんが、30年度は資料がないため確認します。

(委員5) 部落差別解消推進法のリーフレットができあがりつつあるのではないかと思います、19ページに部落差別解消推進法への取り組みとして「全戸(H30.10)」とあり、この10月に配布されるのかなと読ませていただいたが、なぜ10月なのか。自治会等で配布してもなかなか学習・研修ができにくいです。大変たくさんパンフレットを配布するので、これだけ取り上げるというのができないのが現状です。機会あるごとにこれから配っていただけると思いますが、推進法もなかなか市民まで浸透していないという現実もあるかと思しますので、折に触れて配っていただきたいですが、特に住民学習等があるのを踏まえてそれにあわせて配っていただきたいです。

(事務局) まずは10月に作成をして全戸配布します。住民学習については年度途中なので、31年度の住民学習での配布を予定しております。1回限りではなかなか浸透しませんので、事あるごとに配布すると次の手を考えて周知に努めたいと思います。

(委員4) 住民学習は、以前は「前期住民学習」「後期住民学習」という言い方をしていたが、今は「人権学習」「自主学習」とあります。自主学習ということはその自治会に任意になっていると考えていいのでしょうか。

(事務局) 今年度から表記を統一しようということで、1つは「人権学習」2つ目は「自主学習」とし、住民学習は年2回お世話になりたいと思っています。自主学習については地域課題、少子高齢化など地域の課題について人権の視点を踏まえながら取り組んでいただきたい、各自治会においてテーマを決定していただきたいと考えています。

(会長) 先ほどの質問「外国人の外国人在住者国籍別人員調査票のその他に該当する国」に対する資料等は取り寄せられましたか。

(事務局) 資料はすぐにはありませんが、「その他」については国籍のない方がおられるわけではなく、当初資料を作成したときに主な国を挙げた形になり、それから引き続きの資料になっており、上の欄にある国名以外の方をその他に入れた形になっております。その他の国名を入れた資料もできるかと思えますので次回から考えたいと思います。

(会長) 何十箇国に及んでいるのかということだけがわかるものでもいいのかとも思います。

(委員4) 0や1という数字もある中で、「その他」の中に入っているというのは、ひとくくりにされているということは、その方に対する人権がどうなのかと疑問に思いました。

(会長) できるだけきめ細かい資料を出していただける方がいいかもしれません。それと、ベトナム国籍の児童生徒は今年は在籍しておられないということでお聞きしております。

では意見交換に入らせていただきます。私の方から、住民学習の在り方について、前期は統一的な、今年の場合は女性に対する人権問題、2回目はそれぞれの自主学習、少子高齢化の問題であったり、介護の問題であったり子どもの問題であったり、地域の課題を取り上げて話をさせていただく機会になっています。今、篠山市は260集落、だいたい住民学習1回は実施している。90.8%、9割の集落が取り組んでいただいています。2回目は72.41%、率からすると頑張っていただいているが、自主学習はもう少し上げていただきたいです。これはやっぱり「やらされている」という意識があるのでしょうか。皆様方それぞれ啓発推進員等でお世話になったりするわけですが、自治会の中にやらされているという意識があるのでしょうか。本当に自主的に取り組んでいただいているのか、ちょっと気になります。

(事務局) 感覚の話になるかもしれませんが、市同教等が中心となって40年、50年住民学習は続いていますので、定着しているものだと思います。自治会においては、2回すべきだという形で動いていただいています。ただ元々1回しかしていなかったところにも2回してほしいとお願いしているのですが、そこはなかなか動きが鈍いのかなと感じていますが、全体としては定着しているので自主的に開催していただいているという認識であります。

(委員4) 私の自治会でも年間計画の中に年2回きっちり入れ込んであり年度の総会のときに年間計画で周知されています。

(会長) 自治会の中の年間計画の中に2回の学習会を当てはめておられるところもあるし、推進員さんに任せているところもあると思います。今後のことですが、推進員さんが全面的にイニシアチブを取らないといけないのか、自治会全体で自治会の問題として取り組まなければならないのか。

(委員5) 私の自治会では推進員の方の声でおおよそ、もちろん年間計画の中に2回実施していて、1回については人権学習、もう1回、昨年度は「住もう帰ろう運動」というテーマが上がってきた。その時、推進員さんにお話ししたのは、もちろん住もう帰ろう運動も大事だけれど、後期住民学習があった本来の同和学習・人権学習を抜くというのはまずいんじゃないかというようなこととお話ししたことがあります。自主学习という言い方がどうなんかな、と自分自身ではもう一つ納得ができてないのが現状です。

(委員4) 同じ思いです。長い歴史の中で住民学習に取り組んできたのですが、その中で「帰ろう住もう」という去年のテーマはちょっとびっくりしたんですけど、今いろんな差別は多くの課題を含んで、みんなの視点もいろんな視点から見るというようになってきている中では、そういうことも必要なかと自分を納得させるために思ったんですが、もう少し基本的なことがきっちり押さえられたら嬉しいなと思いました。

(会長) 基礎的なことについては、例えば人権推進課を中心に人権啓発の講演会とか、そういうことをきめ細かく取り組んでいただいているので、市同教と一体となつての課題だと思うのですが、えてしてその辺のところがおざりになってしまうことがあるので、失礼な言い方ですけど、易きに流れてしまうのではないかと、しんどくても課題をきちんと見つけて、取り組んでいくということ。せっかくいろんな指針を示していただいているのでこれをベースにした学習会を、ぜひ人権推進課の方で住民学習を通じてしておるということを広く伝えていただきたい。

(委員6) 研修をどう有効なものとしてやっていくかについては、一番大事なのは自分との関わりという部分をしっかりと捉えたうえでの問題点意識が大いに必要になっていくのでないかなと思います。それぞれの地域・自治会によっていろんな課題を抱えながらやっている状況は理解できると思いますので、それはそれなりの動きがあつてしかなるべきだと思います。ただし先ほどおっしゃっていただいたように基本はしっかりわきまえないといけないというのはその通りだと思いますが、さらに加えるならば、自分との関わり、地域との関わりをしっかり踏まえたうえでの活動が必要になってきているのではないかなと思っております。

(会長) まさしくその通りで、自分との関わりなしでは、なかなか課題を見つけられないし、それに向かってどう進めていくかということができにくいと思います。自分としてどうこの課題に向かっていくか、集落としても抱えている問題はたくさんあると思いますが、人権の問題とどう結び付けていくか。今回の西日本の大水害もいろんな意味で問題提起をしてもらっています。ボランティアの在り方もそうですし、自分自身との関わりをどうするのかを問われた、自分の命は自分で守る、地域が一体となつてやる。昨

日もテレビでやっていました。倉敷市真備町で、2人ペアになって1軒1軒回って聞いていくということをやっていたらいいと思います。そういう地道なことから人の命を守ることにつながる、これは人権という立場に立つと大きな課題になってきます。あのような水害が篠山で起こらないという保障は全くない。いつどこで起こるかかわからない。そうなった時の対応をどうするか、どうしても他人事になってしまう。テレビや新聞を見て「えらいことやなあ、大変やなあ」というくらいで済んでしまう。自分のところがそうなった時にはどうしたらいいか。現実、前を流れている川がどうなるだろうと想定して考えておかないといけない。それが大きな課題かもしれないですね。

(委員1) 水害のことで、福祉避難所が市の中心から遠いです。中心部に福祉避難所が1か所2か所、他の方々に迷惑をかけないで安心して避難できる場所があればなあという話をしました。福祉の方の関連があると思うので、その辺のところも施策で考えていただきたい。

(事務局) 雨が降って風も吹いてるし特に夜でしたらどこへ避難していいかわからない。今回の大雨では、篠山市は大雨特別警報が出ましたので、市内65か所指定避難所があるうちの64か所開きました。人口集中地域の福祉避難所については今データを持っておりませんが、丹南健康福祉センターとスマイルささやまを指定しておりますが、スマイルささやまの前面の道路が水没したので開設することができませんでした。

(委員1) 養護学校は開設されていませんか？

(事務局) 養護学校は指定していたと思います。指定の福祉避難所を使っただけのが来ていただく方についてもベストかと思うのですが、ほかの避難所におきましても、例えば四季の森でしたら東館・西館を持っておりまして、別の部屋も押さえております。1つの体育館型ではなく大きな集会所・公民館でしたら個室もありますので、そういうようなところへ、「遠いところへ行けない近くでそういうところありませんか」、というお問い合わせに対しても対応していきたいと思いますので、ご理解いただければありがたいと思います。特に今回は朝方によく雨が降りまして、特に7日土曜日の4時頃から非常に雨が強くなりましたので、朝の7時から災害対策本部会議をしておりまして、7時20分に大雨特別警報のエリアメールが鳴って、8時30分に避難所をすべて開設したのですが、指定避難所とは別に各自治会で自主的に公民館が安全なところだから、一人住まいの〇〇さんはここに行ったほうがいいよ、というような形で260の自治会のうちどれだけしていただいたかの数値はつかんでおりませんが、多くの自治会でそういうような対応をしていただいたのではないかと、特に500ミリを超えた後川につきましてはすべての自治会が公民館を開けていただき協力をしていただいた。

(委員1) 私のところも公民館が一時避難所になっているが、一段低いので、避難所自体が水浸しになるのは目に見えているので、多分誰も行かれないと思います。うちもそうですが、年寄りあまり避難したがりませんので、早めに避難させたりするにはいろいろな問題があると思います。地区地区のハザードマップもあると思いますが、避難は

なかなか難しいと思います。

(会長) 今回の高梁川と小田川の合流するハザードマップはもの見事に当たっていましたね。だから篠山市も当然集落ごとにあるはずなんです、もう一度きちんと確認しておくことも大事なことでしょ。

(事務局) 市内全域のハザードマップは全戸配布しています。2、3年前に改訂したところ。ここは50センチ、ここは1メートルまで冠水しますよ、というのを示しています。それとは別に市民安全課で命を守る防災マップということで、自治会に市民安全課の職員や防災士が行かせていただきまして、この公民館はだめですよ、雨が降ったらこの道で逃げていきましょうね、小学校に行きましょうね、その時にはお一人住まいの方がいらっしゃいますからこの方にはだれが声をかけましょうか、という議論をしながら各自治会で防災マップ作りをしていただいています。260自治会のうち終わっているのが150自治会ほどです。作っていただいた自治会にはマップを全戸配布しておりますので、作成されていない自治会は声掛けいただきまして職員が自治会に行かせていただきまして一緒に作らせていただきます。

(会長) 今回のような水害は起きないとは言えない。だから命を守るという視点に立って、人権という視点に立って、篠山市民全員がしっかり考えておかなければならないと思います。もう一つ気になったのは、避難指示、避難勧告のその境目が私も含めて十分理解できていない。勧告の方が上じゃないかと思ったりします。

(事務局) まず一番低いレベルが「自主避難」、その次が「避難準備」という用語があったのですが変わりました。「避難準備・高齢者等避難開始」、避難準備だけだと準備だけで逃げなくてもいい、そうではなくて高齢者や障害をお持ちの方についてはもう逃げてくださいよ。その次が「避難勧告」、その次が「避難指示」、この避難指示も変わりました。避難指示に後ろに「緊急」とつくようになりました。今回は避難準備・高齢者等避難開始については後川で発令をし、7月7日土曜日8時30分には篠山市全域に避難勧告を出しました。そのお知らせの方法については防災行政無線とかデカンショ防災ネットという登録をしていただければ緊急速報が入るんですが、何よりも効果があったのはLアラートというシステムで、Jアラートとは違うんですが、市が篠山市全域に避難勧告を発令しましたということ、県庁を通じて報道機関に出しました。その入力をした1分後くらいにNHKのテロップに篠山市全域に避難勧告発令と出ましたので、一番市民の方にはわかりやすかったのかな、高齢者の方もテレビは災害時にはつけていただきたいと思います。

(委員4) それぞれの自治会によって大きく差がありまして、私たちの自治会はすべてFAXできめ細かく各戸に情報が入ってきたのですが、隣の自治会は緊急放送をされたが、ひどい雨の音と窓を閉めているので全然聞こえない家もあって何もわからなかった、テレビだけが頼りやっとなおっしゃられる、そういう地域差がありました。

(委員6) 私も4年自治会長会の会長をさせていただいておりますが、最初会長をさせ

ていただいた時に、篠山市内で情報を入手する、また情報を提供できる、そういったところの格差があるのではないかと、というような話をさせていただきました。市民である以上同じように情報が提供されるのが理想的な形ではないかと話をさせていただいたのですが、市の方ではやはり相当な何億というお金があるのでそれはなかなか難しいという返事だったと聞いています。しかしながら、いろんな方法で情報を入手するということをしなないと何億を使ってというのは無理な話のような気がしますので、今、防災ラジオという形で配布させていただいているところもあるんですけど、なかなかそれも十分に機能していないということで、政府も含めて全体的な情報提供の動きというのが出てきておりますので、我々も勉強しなければいけないという思いも持っておりますし、市の方もしっかりとまとめていただいて、全住民に、自治会にこういう風にやりましょよと提案いただければありがたいかなと思います。現実はそのではないというのはおっしゃられる通りだと思います。自治会長会の課題でもあります。

(委員4) 市からの連絡も私たちはみんな分かったんですが、すぐ隣の自治会なんです何が何もわからなかったと。

(委員6) 私の地域ではいまだに言い伝え、回覧版等で伝達をするという状況になっています。当日も見守り台帳のメンバーへは何かあったら私に連絡してくださいと、直接家に行ってお話をさせていただきました。幸いにして1人2人は集会場へお集りいただいて難を逃れた方もいらっしゃいますけれど、戸数が多くはないので、そういうきめ細かくできるんですけど、大きな団体になるとなかなかそれもできない、どういう方法が一番いいのか、先ほどのハザードマップの話もそうなんですけど、この機会にもう一度しっかり学び直すというのが必要になってきているのかなと思います。

(委員4) ついこの間まで地震のことばかり思っていたと思うんですが、今回急に台風でもないのに大きな雨が降るとというのが、頭が切り替わらなかった人も多かっただろうと。被害のあったところの方もおっしゃられていたけれど、台風は何日か前から進路が見えているけれど、今回は頭の切り替えができないとか理解がついていかなかった分もある気がします。地震が多かったので、地震のことばかり想定してましたね。今回そうじゃないと。うちの公民館も地震の時はOKだけど雨、水害の時はダメだということになりました。行く道が確保できないということがあったり、その避難所に行けない道があったり。いろんなことを見直しをしないといけないです。

(会長) すべての市民にいかに伝達できるか、ということでしょうね。家族でお住まいの方は家族に携帯電話を持っていらっしゃるのわかると思うのですが、高齢者の方で一人でお住まいの方もたくさんいらっしゃる。確かに見守り隊の人で網羅をしているが、私の集落で、都会に住んでいる子どもさんから連絡が入ってくるので一人でお住まいの方でも携帯電話を持っていらっしゃる方がいます。その辺でもう少しきちっとLアラートやないけれど、避難勧告・避難指示が出せるような仕組みを。何億かいるかもしれないが、逆に何億ってお金を使ったとしてもやるべきではないか。激甚災害になる

とその数十倍いることになってきますから。すべての市民の安全のために、市としてすべての人の人権を守るという大前提に立ちますので、備えあれば憂いなしじゃないですけど、そうすべきじゃないかなと思います。

(委員1) この雨で空き家の屋根に穴が空いて屋根が取れそうで、台風でも来たら瓦が飛んでどこかの家に当たるかもしれない。

(委員2) 各集落ごとにできるかどうかわかりませんが、流木・倒木調査もある意味では大事かなと思います。今回の災害で山で倒木になったものが根こそぎ流れてきて土石流になって多くの川をふさいだりしてそれが大きな水害になっていますので、すべてするのは大変なことかと思いますが、防災の中に盛り込んでいただけたらと思います。

(委員1) 今回の雨でダムの放流はあったのですか。鰐市ダムとか。いろんなところでダムの放流で大きな被害が出たと聞いたりしています。

(事務局) 危険な空き家については、篠山市が代執行で取り壊すという制度を持っていますので、一度まちづくり部の方に相談いただいたら市の方で検討いたします。

倒木については、倒木等によって民家等に甚大な被害が予想される場合については、それを撤去する市の補助制度を昨年構築しました。土石流等で倒れた木などが河川を閉塞する可能性があるような場合については、今災害調査を各部署でやっておりますので、その中で発見して対応していきたいと思います。

ダム等についての放流があったかについてですが、篠山市にあるダムはダムという名称を使っていますが、農業用のため池のためのダムです。通称で鰐市ダムと言っておりますが、農業用ため池が基本になっておりますので、ダムを守るために排水する施設を持っていないと思います。

各自治会の情報伝達の方法ですが、数年前にデジタル化にあわせて全戸にそういうシステムを入れた場合の試算を行いました約10億かかるということで、その時に各自治会にアンケートをしました。設備がありますかという問いに対して、設備があるというのが63%、何にもないというのは37%ありましたが、そこにも防災無線は入っております。あるという自治会63%の内訳は、自治会独自で無線システムを作っている6自治会で4%、独自で有線放送システムを持っている95自治会で57%、FAX20自治会で12%、そして屋外スピーカーで放送している44自治会で27%という結果になっております。こういうようなシステムを充実していただきたいということで、各自治会でスピーカーだけは聞きにくいのでFAXシステムを導入するとか、有線放送を導入するとかという場合には市が半分費用を負担したりその修繕費についても市が補助するというような制度を2年前に構築しております。市議会でも市民を守るという観点から重要だということで、この制度を構築しておりますのでご活用いただければありがたいと思います。それと防災システムについては防災行政無線がありますが、申し訳ございません、今年度に入って1回、接続不良で鳴らなかったことがあります。簡単な人為的なミスだと思っておりますが、やはりいろいろなシステムについては人が関わる限りは100%というものはございませ

んから、いろいろなシステムを積み上げて多重的にお伝えするようなシステム構築が一番いいのではないかと現段階では考えております。

(委員6) 25ページの外国人住民支援について、非常にベトナムの方が多くなってきているということで、これは古市の篠山学園のことと理解をするのですが、テレビ等でも労働者の輸入と言いますか、そういう部分で先進的に進もうとしているという状況を含めて、篠山市の今の方針からするとベトナムから招いて勉強していただいて、介護をしていただくというような状況が大きくなってきているのではないかなと思うのですが、介護を受ける立場からして、ベトナム語をしっかり勉強しておかないといけないんじゃないかな、という気がしております。ベトナム語を教えていただけるところがあるのか、ないのか。全体的な話もそうなんです、私たちが外国語を少しでも知っておれば、一言のこんにちはでもお互い言えたら人間関係が深まっていきますので、そんなところがあるのでしょうか。

(事務局) 現在のところ、ベトナム語を教えていただける場所があるという情報をつかんでおりません。国際理解センターについても現在のところベトナム語専属で通訳をしていただける方はおいでにならないと思います。ただ、篠山学園に来ていただくベトナムの方はN2という日本語の日常会話プラスアルファくらいができる方じゃないと入学できない、またはN3といわれる日常会話程度でそのあと神戸の日本語学校に何か月か通ってからN2レベルにして学園に来られますので、ほとんどの学生の方がお話ができる前提で入学されています。外国人の住民の方の支援でやはり、一番今件数が多いのはポルトガル語で、ブラジルのご両親とも日本語が話せないが日系のビザで来日されて、お子様が話せないけど学校へ行く、病院にかかる、外国の方の支援はポルトガル語が主流になっております。ただ、ベトナム人が篠山学園だけに来られているわけではなくて、市内の工場への研修生が中国人からベトナム人へシフトしていることがありますので、今後はベトナム語に対して篠山市もある程度準備をしていかなければいけないということで、篠山市便利帳のベトナム語バージョンを今年度作る準備しておりますが、そういう対応を今後は検討してい参ります。

(委員1) 丹南精明園にもベトナムの方が来られていますが、結構しゃべられます。明るいし楽しいです。作業所にもペルーの方がいますが、来られた時は全然しゃべられなかったけど、2年間ほどで日常会話を話されます。こっちが心配するより対応が早いです。外国人の人の方がしゃべられます。

(委員6) あいさつ程度でも交わしたら人間関係も良くなると思いますし、ぜひそういう機会をよろしくお願ひします。私も勉強させていただきたいと思います。

(会長) 私の方から1点事務局にお願ひ申し上げたいと思います。部落差別解消推進法が施行されましてリーフレットを作っていただいているのですが、折に触れて配布していきたいとおっしゃっていただいているのですが、せつかく10月を目途に配布されるので、今年の学習会の第2回目で使えるならば配布していただきたいと思います。そうい

う法律があったなということはあったとしても具体的なことについてはまだまだ気づいてない面もあります。その辺とあわせましてお願いしたいと思います。

それでは時間に参りました。副会長から閉会のご挨拶をいただいてこの会を閉じたいと思います。

(副会長) 大変活発なご意見をたくさん出していただきましていい会になったと思っております。ありがとうございました。今日の資料の中にもあります性的マイノリティの研修会が先日ありました。またふれあい館でもそういう先生の講演会がありまして、その時の先生もおっしゃいましたが、今まで誰も教えてもらっていないLGBTに対しての知識がなくて当たり前です、誰も今まで学校で何も教えてもらっていないんですから、というようなことをおっしゃいました。私たちは今まで生きてきた中でいろいろなことを学んでいるのですが、まだまだ学んでいないことはたくさんあると思います。私も人権擁護委員としていつも思っているのは、自分が大切、でも自分が大切なのも同じように相手も大切なんだという優しい気持ちで他の人に接することの大切さ、それは自分らしく生きることにつながっていく、それが私たちの差別をしない生活の基本になっていくものじゃないかと思いますので、優しい気持ちで考えながら、これからの生活が送っていき、みんなが充実した生活ができたらと思っております。いろんなご意見を出していただきまして本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

閉会 (11 : 30)